

郵送による技能講習修了証明書の交付を希望する方へ

裏面に注意事項が記載されています。よく確認の上、手続をお願いします

技能講習を受講し、修了したと認められた場合「技能講習修了証明書」は、後日、警察署において交付していますが、以下の手続を取ることで、郵送により交付を受けることもできます。

- 1 技能講習を受講する。
- 2 後日、技能講習の受講申請を行った警察署生活安全課許可事務等担当窓口から、受講者に対し結果を通知しますが、その際、講習修了と認められた方には、窓口による交付か郵送による交付かをお伺いします。
- 3 郵送による交付を希望した場合には、速やかに返信用の封筒
A 4 版の大きさが入る封筒（角形 2 号大）
 - ・ あて名欄に、申請者の郵便番号、住所、氏名を記載したもの。
 - ・ A 4 大の厚紙 1 枚（約 10 g：封筒の重さを除く）を簡易書留で発送するために必要な額面の切手を貼付したものを任意の大きさの封筒に入れて、技能講習の受講申請をした警察署生活安全課許可事務等担当窓口宛てに、簡易書留郵便等で郵送します。
- 4 後日、簡易書留郵便で技能講習修了証明書が届きます。

注意

講習修了と認められ、管轄警察署から連絡があるまで、返信用封筒を送らないください。

申請時の注意事項

申請様式は、茨城県内の各警察署生活安全課にて配布、又はインターネット上の茨城県警察本部ウェブサイトよりダウンロードした様式のみ使用可能です。

証紙や切手は過不足のないように注意してください。

講習会の仮予約は郵送手続の場合のみ受け付けます。

仮予約は住居地を管轄する警察署の生活安全課にて受け付けます。

仮予約の受付時間は、開庁日の午前9時00分から午後5時00分までとしますが、担当者不在によりお受けできないことがあります。

講習会の仮予約は先着順とさせていただきます。また、申請者ごとに一つの仮予約とし、かつ、他人の分の仮予約は受付いたしません。

郵送手続における「公的な身分証明書」とは、旅券、在留カード、特別永住者証明書、外国人労働者証明書、免許証等、住民基本台帳カード等写真付のものを指すものとします。（申請日時点において有効なものに限る。）

郵送手続に関する注意事項

郵送に必要な費用は、申請者の負担となります。

郵送申請の送付は、普通郵便でも書留郵便でも受け付けますが、万が一、郵送時の事故等が発生した場合には、申請書類等が届かず郵送期限を過ぎてしまうおそれもありますので、簡易書留郵便等の利用をお勧めします。

警察署からの郵送による交付は、必ず簡易書留で行います。申請書類と共に簡易書留郵便に必要な額の切手を貼付した返送用封筒を警察署に郵送する必要があります。切手が不足している場合は郵送交付できませんので、改めて不足分の切手を郵送して頂くか、警察署窓口にて交付することになります。

猟銃等講習会の申込みは開催日の3ヶ月前から、技能講習会の申込みは開催予定が公表され次第受付を開始します。

猟銃等講習会、技能講習の電話による仮予約は開催日の15日前まで受け付けます。

申請書類及び返送用封筒は講習会開催日の11日前までに警察署必着とします。

電話による仮予約の内容変更は受け付けません、仮予約後はすみやかに申請書類と返送用封筒を送付してください。（やむを得ない理由による期日の変更、取消しは、管轄警察署の窓口にて直接申し出てください。）

猟銃等講習会、技能講習の電話予約をした場合、期限日までに申請書や返送用封筒が届かない場合には、他の申請者や受講会場に迷惑となるため、仮予約はキャンセルしたものと取り扱います。（この場合、期限日が閉庁日の場合は、当該閉庁日直前の開庁日までとします。）

送信用封筒作成例

	000-0000	
簡易書留	〇〇警察署生活安全課銃刀係	茨城県〇〇市〇〇町〇〇番地
切手		
	行	

裏面に差出人情報を記載

返送用封筒記載例

切手	310-0000	
	〇〇	水戸市水戸町二丁目一番一号
	〇〇	
	様	